令和６年１０月　定例農業委員会会議議事録

芝　山　町　農　業　委　員　会

【令和６年１０月　農業委員会定例総会議事進行表】

日　時　　令和６年１０月７日（月）　午後３時３０分～

会　場　　芝山町役場　南庁舎２階　第１会議室

出席委員

・農業委員会委員

３　番	藤　城　英　明	４　番	大　木　正　勝
５　番	堀　越　幸　一	６　番	吉　河　一　男
７　番	川　口　弘　子	８　番	鈴　木　好　子
１０番	小　川　勝　雄	１１番	鈴　木　英　範
１２番	大　木　明　男	１３番	岩　澤　勝　敏

・農地利用最適化推進委員

１４番	石　井　明	１５番	渡　邊　美　基
１６番	土　井　正　裕	１７番	土　屋　範　雄
１８番	内　山　祐　一	１９番	松　本　幸　雄
２０番	萩　原　典　幸		

欠席委員

９　番　　堀　越　敏　幸

議　長

会　長　　伊　藤　正　明　　会長職務代理者　　松　本　光　芳

事務局

局　長　　金　親　俊　哉　　次　長　　堀　越　充

局　長　　本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
それでは定刻となりましたので、１０月農業委員会定例総会を開催させていただきます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長　　挨拶

局　長　　ありがとうございました。
それでは、農業委員会議事規則第５条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議　長　　本日の出席委員は、農業委員１２名、農地利用最適化推進委員７名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年１０月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後３時３０分）

議　長　　農業委員会議事規則第１３条第２項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ない

ます。４番　大木　正勝　委員、５番　堀越幸一　委員。両名を指名いたします。

議　長　　それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。
始めに、議案第１号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局　長　　それでは、議案第１号です。
申請者は、資料に記載のとおりです。
こちらの申請内容は、現況が非農地であることから農地法の規定に基づく許可を要しない土地であることの証明願が提出されております。
詳細な内容については、書記により説明させます。

次　長　　議案第１号について説明する。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第１号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第１号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第２号、農地法第５条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局　長　　それでは、議案第２号です。

資料２をご覧ください。
本件は農地法第５条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料２の１番について説明します。
譲受人と譲渡人は資料に記載のとりです。

次に２番について説明します。
申請地の土地・地目・面積資料に記載のとおりです。

次に３番について説明します。
申請の理由は、工事用道路のためです。
転用時期は、令和６年１１月１日から令和７年１２月３１日までです。

次に５番について説明します。
所要額は、資料に記載のとおりです。

次に６番について説明します。
譲受人と譲渡人との関係は、他人（第三者）となります。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、まず、立地基準については、農業振興地域内の農用地指定の農地であることから「農用地」と判断出来ると思われます。なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的

達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当すると思われます。
また、の立地基準については、農用地区域の指定の無い１０ha 以上の一団の農地であるため「第１種農地」と判断出来ると思われ、農用地区域内にある農地の例外規定と同様の理由に該当すると思われます。
次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第２号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願い

します。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第２号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第２号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第３号、農地法第５条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局　長　　それでは、議案第３号です。

資料３をご覧ください。
本件は農地法第５条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料３の１番について説明します。

譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

次に２番について説明します。
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に３番について説明します。
申請の理由は、工事用道路のためです。
転用時期は、令和６年１１月１日から令和７年１２月３１日までです。

次に５番について説明します。
所要額は、資料に記載のとおりです。

次に６番について説明します。
譲受人と譲渡人との関係は、他人（第三者）となります。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定の無い１０ha 以上の一団の農地であるため、「第１種農地」と判断出来ると思われますが、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当

すると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第３号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第３号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第３号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第４号、農地法第４条による一時転用に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長　　それでは、議案第４号です。

資料４をご覧ください。
本件は農地法第４条による一時転用の申請です。

始めに、資料４の１番について説明します。
本件は農地法第４条の申請となりますので、申請者は資料の記載のとおりです。

次に２番について説明します。
申請地の土地・地目・面積は資料の記載のとおりです。

次に３番について説明します。
申請の理由は、埋蔵文化財本調査用地のためで

す。
一時転用時期は、令和６年１１月１日から令和７年３月３１日までです。

次に５番について説明します。
所要額は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定は無く、１０ha 未満の農地で、成田用水の受益地では無いため「第２種農地」と判断出来ると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第４号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願い

します。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第４号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第４号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第５号、農地法第３条による賃借権の設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局　長　　それでは、議案第５号です。

資料５をご覧ください。

本件は農地法第３条による賃貸借権設定の申請です。
資料５の１について説明します。
譲渡人と譲受人は資料に記載のとおりです。

次に下の２について説明します。
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

申請の理由は、賃借権の設定で、農業法人での営農の方が効率的であることからです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第５号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第５号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第５号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第６号、農地法第３条による区分地上権設定に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局　長　　続きまして、議案第６号です。資料６をご覧ください。
本件は農地法第３条による区分地上権設定の申請です。

資料６の１について説明します。
譲渡人と譲受人は資料に記載のとおりです。

次に下の２について説明します。
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備設置のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第６号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第６号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第６号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第７号、農地法第５条による一時転用を伴う賃借権の設定に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局　長　　続きまして、議案第７号です。

資料７をご覧ください。
本件は農地法第５条による一時転用を伴う賃

借権設定の申請です。

始めに、資料７の１番について説明します。
譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。
次に２番について説明します。
申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に３番について説明します。
申請の理由は、営農型太陽光発電設備設置のためです。
一時転用時期は、令和６年１０月２７日から令和９年１０月２６日です。
事業又は施設の概要は、太陽光パネル８００枚となります。

次に５番について説明します。
所要額は、資料に記載のとおりです。

次に６番について説明します。
譲受人と譲渡人との関係は、役員となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農地の広がりが１０ha 以上の規模の一団の農地であることから「第１種農地」

と判断出来ると思われます。なお、第１種農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。
次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次　長　　議案第７号の補足説明をする。

議　長　　担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員　　事務局の説明のとおり問題ございません。

議　長　　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議　長　　それでは、議案第７号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議　長　　よって、議案第７号は原案どおり可決決定いたします。

議　長　　これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

議　長　　次に「その他」でございます。
事務局より説明をお願いします。

次　長　　その他の報告をする。

議　長　　各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議　長　　以上をもちまして、令和６年１０月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でございました。